

仮訳

2019年2月陸生動物衛生基準委員会会合報告に対する 日本のコメント

我が国は、陸生動物衛生基準委員会(コード委員会)、作業部会及び特別専門家会合のこれまでの作業に謝意を表し、コード委員会に対し、陸生動物衛生コード改正案にコメントを提出する機会を与えていただいたことに感謝します。

我々は、次の文章に対するコメントを提出します。

内容

コード案に対する修正意見

1. 第 12.6 章 馬インフルエンザ感染症……………2

コード案全般に対する意見

2. 第 7.Z 章 アニマルウェルフェアと採卵鶏生産システム……………3
3. 第 10.4 章 高病原性鳥インフルエンザ……………4

仮訳

1. 第 12.6 章 馬インフルエンザ感染症

第 12.6.6 条に対する改正案とコメント(挿入/削除)

第 12.6.6 条

移動制限を課されていない家畜馬科の輸入に関する勧告

獣医当局は、当該家畜馬科が、以下の第 1 号、又は第 2 号及び第 3 号の条件を満たす旨証明する国際動物衛生証明書の提示を義務付けるものとする。

[...]

3) 発送 ~~21~~日から ~~90~~日前に、陸生マニュアルに規定される基準を満たすワクチンによって、製造業者の勧告に従い、初回又は追加の免疫性が与えられたこと。そのワクチン接種状況に関する情報は、当該動物衛生証明書、又は第 5.12 章に従うパスポートに記入される者とする。次のいずれかの手順に従うこととする

a) 発送 14 日から 90 日前に初回又は追加の予防接種が実施されたこと

または

b) 4 歳以上であり、以前に最低 4 回以上、同一のワクチンを 180 日未満の間隔で接種されている場合は、発送 14 日から ~~180~~201 日前に予防接種が実施されたこと

そのワクチン接種状況に関する情報は、当該動物衛生証明書、又は第 5.12 章に従うパスポートに記入されるものとする。

理由及びコメント:

追加接種のタイミングの間隔に関し、多くの競走馬及び乗馬の所管部局によるルールでは「半年毎」「年2回」「6か月毎」等と表記されている。例えば、国際馬術連盟 (FEI) の規定では6か月+21日、英国競馬統括機構 (BHA) の規定では6~8か月となっており、これらは競技あるいはレースの直前に接種することによる悪影響を避けることが理由と考えられる。このため、180日以内と提案されている接種間隔について、21日間の幅を持たせた 201 日間以内と修正することを提案する。

仮訳

2. 第7.Z章 アニマルウェルフェアと採卵鶏生産システム

全般にわたるコメント

家畜生産システムは、気候風土、文化、社会環境等を踏まえて世界中で多様な発展をとげてきている。

このため、第 87 回 OIE 総会において我が国が発言したとおり、アニマルウェルフェア章の勧告の作成に当たっては、多様な生産様式を考慮して妥当な柔軟性が確保されるべきである。本年9月のコード委においては、本章について十分に議論することを希望する。

第 87 回OIE総会において、米国州地域の代表として、米国からも、広く普及されている従来の生産方法であるケージ飼いが認められないと修正された第二次案には問題があり、一次案のように科学的な根拠のある測定指標に焦点をあてるべきとのコメントがあり、日本は米国のコメントに賛同するとともに、パラグアイ、コロンビア、インド、ジンバブエからも同様の懸念が示された。このように、アニマルウェルフェア章は各国から高い関心が示されており、注意深く検討される必要がある。

なお、過去の議論においても、以下の通り合意されている。

第 70 回 OIE 総会の RESOLUTION XIV においては、「アニマルウェルフェアは、科学倫理、経済、政治的な側面を含む、複雑で、多面的な公共政策上の課題であることから、OIE はこれらの側面を考慮し、バランスをとりつつ、具現化するための詳細なビジョンと戦略を策定する」とある。

また、OIE の世界アニマルウェルフェア戦略において「アニマルウェルフェアは、科学的、倫理的、経済的、法的、宗教的及び文化的な面に加え、重要な貿易政策に関係する、複雑で、多面的で、国際的及び国内的な公共政策の問題である」とされている。

3. 第 10.4 章 高病原性鳥インフルエンザ

全般にわたるコメント

本章については、アドホックグループにおいて、本年1月に提出された全ての国からのコメントを踏まえ、アドホックグループにおいて科学的な検討が行われたものと承知している。我が国は、第87回 OIE 総会において、アジア・太平洋・オセアニア地域を代表して発言したとおり、コードは高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザのリスクの違いや、多様な生産様式を考慮して策定されるべきであり、本章の改正はしっかりとした科学的根拠に基づいて行うことと今後の検討過程においても、引き続き、全ての国からのフィードバックを考慮することを求める。

具体的には、本年1月にも我が国からコメントしたとおり、リスクの違いを踏まえ、家きんにおける低病原性鳥インフルエンザや、家きん以外の鳥における鳥インフルエンザの発生に対する国内防疫及び国際貿易上の措置がとられることについては理解する。

一方で、世界における鳥インフルエンザの発生状況をリアルタイムで共有し、高病原性鳥インフルエンザの発生に効果的に備えるとともに、ワンヘルスの観点から、家きん及び裏庭養鶏における低病原性鳥インフルエンザの通報は維持されるべきであると考ええる。

また、裏庭養鶏が家きんの定義から除外されると、裏庭養鶏は低病原性鳥インフルエンザモニタリングの対象外となる。この点についても、上記同様、高病原性鳥インフルエンザの発生に効果的に備えるとともに、ワンヘルスの観点から、モニタリングにより発生状況を把握することが重要であると考ええる。したがって、例え、一世帯で飼養され、同一世帯内で生産物が利用される場合であっても、それらの鳥は引き続きモニタリングの対象とするべきであると考ええる。

本年9月のコード委においては、その点を考慮して改定案を策定することを強く希望する。